

仕 様 書

業務名 市立札幌病院デジタルサイネージ等設置運営及び配信コンテンツ制作業務

1 業務履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

ただし、運営に関する重大な過失等がない場合は、1年ごとに当該許可を更新し、最長で5年間まで延長できることとする。

2 履行場所

札幌市中央区北11条西13丁目1番1号 市立札幌病院

3 業務の概要

市立札幌病院（以下「本院」という。）が本院利用者に対し、地域案内マップ（以下「マップ」という）を設置するとともに、診療案内等の本院に関する情報や診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報を配信するデジタルサイネージの設置運営及び配信コンテンツの制作を行う。

マップ及びデジタルサイネージの設置運営及び配信コンテンツの制作に伴う費用は、支障のない範囲で民間企業等の広告を配信することにより得られる広告収入により捻出する。

4 設置場所

(1) マップ、デジタルサイネージ機器は本院内の以下の場所に設置する。

① デジタルサイネージ：1階中央ホール待合スペース前 2箇所

② 地域案内マップ及びデジタルサイネージ：1階中央ホール休憩スペース 1箇所

(2) ホール内での設置場所は別紙「設置予定場所図面」の記載場所を予定しているが、現場確認を行い、本院と調整した上で設置場所を決定するものとする。なお、留意事項は以下のとおりである。

① 設置日は2週間以上前に本院に届出ることとし事前に承諾を得ること。また、作業にあたっては本院利用者の安全に十分に配慮すること。

② 別紙「設置予定場所図面」に記載のない既存設備について、マップ、デジタルサイネージ機器の設置に伴い、移設等を行う必要があり得ること。

5 業務内容

(1) マップ及びデジタルサイネージ機器の設置及び撤去

① 本業務に必要な機器の設置を行う。機器設置に伴う必要な工事は、工事内容を事前

に提示し、本院の承諾を得た上で実施すること。

② 令和7年4月14日（月）までに本業務に必要なすべての機器を設置し、配信を開始すること。正当な事由なくこれに遅延したときは使用許可を取り消すことがある。

③ 契約期間終了時における機器の撤去及び原状回復に必要な工事を行う。

④ 機器の規格その他詳細は「6 機器の規格等」に後述する。

(2) マップの作成

① マップを作成する。

② マップの仕様は「7 マップ等掲出物の仕様」に後述する。

(3) デジタルサイネージの運用

① 情報を配信するコンテンツを作成する。

② 配信するコンテンツの内容は「8 配信するコンテンツ」に後述する。

③ コンテンツの配信時間は「9 配信時間」に後述とする。

④ コンテンツの作成及び管理の詳細は「10 コンテンツの作成及び管理」に後述する。

(4) マップ及びデジタルサイネージの機器保守

① 機器の故障や情報を配信するコンテンツに障害が生じ、遠隔からの復旧が難しい場合、本院職員の連絡から48時間以内に人員を派遣して、状況の把握や復旧に向けた対応を行うこと。

② コンテンツの配信時間中、本院職員と電話連絡のとれる体制を有すること。

③ 不特定多数の者が利用することを想定し、機器の保守を行うこと。

(5) 広告の募集及び配信

① 本院で定める「市立札幌病院に設置する地域案内マップ及びデジタルサイネージの広告掲載基準」（以下「基準」という。）を遵守し、広告の募集及び掲載・配信を行うこと。

② 広告の掲載・配信は、配信開始予定日の20日前までに広告主及び広告内容を本院に提示すること。

③ 本院は、基準に従い、事前提示又は掲載・配信中の広告主もしくは広告内容が不適切と認める場合は、広告の掲載・配信を中止することができるものとする。なお、この場合に本院は、広告主又は業務実施者に対し、一切の賠償の責を負わない。

④ 広告の掲載・配信に関する苦情等の対応をすること。

⑤ 広告内容等に関する責任は広告主及び業務実施者が負うものとし、本院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。

6 機器の規格等

(1) デジタルサイネージ：1階中央ホール待合スペース前 2箇所

① デジタルサイネージの画面サイズは55型以上とし解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上のディスプレイを各1台設置すること。

② 表示装置は柱面に設置すること。

- (2) 地域案内マップ及びデジタルサイネージ：1階中央ホール休憩スペース 1箇所
- ① 地域案内マップ本体の大きさは、H2,100 mm×W1,300mm×D800mm 程度とする。
デジタルサイネージの画面サイズは55型以上とし解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上のタッチパネル式ディスプレイとする。地域案内マップとデジタルサイネージを各1台設置すること。
 - ② 地域案内マップ本体内に病院周辺の地図及び広告（以下「地図」という。）を配置し、地図には公共施設の場所等をわかりやすく表示すること。
 - ③ 地域案内マップ本体及びデジタルサイネージは、自立式床置き型で移動用車輪が付いており、車輪をストッパーで固定できること。
 - ④ 地図は、インクジェットフィルムで作成し、乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込み、本体内に設置したLED等を光源とする電照により明るく表示すること。
- (3) 共通事項
- ① 機器の稼働に必要な電源は、本院が指定する分電盤から配線して供給すること。
 - ② 情報を配信する際は、本院のネットワーク回線を使用することは出来ないため、必要なネットワーク回線の引き込みは、配信方法等についての事前協議の上、本院の許可を得て、業務実施者が費用を負担して行う。
 - ③ 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は一括集中管理による外部操作ができること。
 - ④ 本院利用者が衝突による怪我や足引っ掛け・転倒防止のための必要な対策を講じること。
 - ⑤ 地震等の際に転倒・落下することがないように十分な対策を講じること。
 - ⑥ 設置及び撤去作業は本院利用者の安全に配慮して行うこと。
 - ⑦ 機器や表示装置は、設置場所の景観に配慮したもの（色が派手でない、厚すぎない、柱からはみ出さない等）であること。
 - ⑧ 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、年に一度はフロア案内図及び地図の貼り替えを行うこと。
また、大幅な病院内のレイアウト変更があった場合は本院と協議し、必要に応じ、フロア案内図の貼り替えを行うこと。
 - ⑨ 本体、フロア案内図、地図の製作物を製作する前に、本院とレイアウト・デザイン等を協議し、承諾を得ること。

7 マップ等掲出物の仕様

- ① 地図のサイズは、H1,200mm×W1,200mm 程度とする。
- ② 地図のデザインは、カラーユニバーサルデザイン等を参考にし、色覚障がい者にも配慮した配色等でデザインすること。
- ③ 地図のうち、広告面は総掲出面積の3分の1以内とすること。
- ④ 広告面には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示すること。
- ⑤ 広告枠の広告が、地図上でどこにあるかわかるように座標番号等で表示すること。

8 配信するコンテンツ

- ① 診療案内等の本院に関する情報及び民間企業等の広告を配信するものとする。
- ② 本院利用者の注目を集めるため、上記に加えて気象情報やニュース等を配信しても良い。
- ③ 情報や広告が一定時間で自動的に切り替わること。
- ④ 音声を生じさせないこと。(緊急地震速報などの災害に関する情報を除く。)
- ⑤ 民間企業等の広告を配信する場合は、本院に関する情報と区別するとともに、広告である旨を明示し、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要事項を注記すること。
- ⑥ 広告の配信が、診療案内等の本院に関する情報及び気象情報やニュース等を含めたコンテンツ全体の配信の3分の2を上回らないこと。ただし、本院と協議の上で3分の2を上回ることができるものとする。
- ⑦ 情報や広告の配信方法は、本院と調整の上で決定すること。
- ⑧ 緊急地震速報など災害に関する情報を配信できるようにすること。その場合、警報音を発することを可能とすること。

9 配信時間

コンテンツの配信時間は以下のとおりとする。ただし、本院が実施する設備点検等により、以下の時間内であっても配信できない場合がある。

平日 7:30～18:00 ※ 土日祝及び12月29日～1月3日を除いた日

なお、ホールの利用状況等を勘案し、本院と協議の上で配信時間を変更できるものとする。

10 コンテンツの作成及び管理

- (1) 本院に関する情報のコンテンツは、本院から提供する素材(平面図、ポスター、オフィスソフトで作成されたデータ等)から、本院利用者に分かりやすいようにレイアウト及びデザイン制作を行い、本院と協議した上で作成すること。
- (2) コンテンツの変更は、本院担当者からの依頼に基づき、都度対応すること。なお、コンテンツの軽微な変更(レイアウトやデザイン制作の伴わない変更)は、翌々日(土日祝日の場合は、直後の平日)までに行うこと。
- (3) 本院から緊急の情報発信、院内通知等の配信を可能とすること。

11 費用負担

デジタルサイネージ設置及び運営に関する一切の経費を業務実施者が負担するものとする。

(1) デジタルサイネージ設置及び運営に関する経費

- ① デジタルサイネージ機器代(付属品、取付器具、転倒防止品等を含む)
- ② 電源工事、ネットワーク配線等工事費用

- ③ 機器の設置及び撤去費用
- ④ 機器設置に伴う既存設備の移設等費用、機器撤去時の原状回復費用
- ⑤ 修理、保守・メンテナンス費用
- ⑥ 広告募集に関する費用
- ⑦ コンテンツの作成・更新、情報及び広告の配信に関する費用
- ⑧ その他費用

(2) 建物使用料

広告収入月額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）に一定割合を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額使用料とし、最高の割合を提示したものを業務実施者とする。管理者の発行する納入通知書により指定する期日までに納入する。

(3) 加算料

使用料のほか、加算料実費分として電気料を別途徴収する。加算料算出のため、原則、業務実施者が各デジタルサイネージ等に個別メーターを設置すること。なお、設置が難しい場合の加算料算出については別途協議する。

12 広告収入予定額及び実績の報告

マップの設置及び情報配信に伴い、民間企業等の広告を配信することにより得られる広告収入の予定額を月別に作成し、当該年度分の収入予定額について、初回の広告掲載・配信開始予定日までに本院に報告すること。また、予定額に変更があった場合は、月毎に随時報告すること。

13 その他

- (1) 業務の実施にあたり本院から提供された情報は、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理し、不要となった場合は適切に破棄すること。
- (2) 業務期間中に知り得た本院に関する情報（本院が提供した情報を含む。）は、一般に公開する情報を除き、第三者に提供または業務の実施以外の目的に利用しないこと。
- (3) 業務実施者が都合により業務を継続できなくなった場合は本院の業務に支障とならないように双方の協議の上、事業契約を解約することができる。
- (4) 契約上の詳細は、本院が定めた契約規定及び契約基準によるほか、明記なき事項については、双方協議して定めるものとする。

